

答申第 306 号

平成 18 年 3 月 27 日

神奈川県教育委員会
委員長 平出 彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部 政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 17 年 3 月 25 日付けで諮問された県立高校教諭に係る人事異動関係文書
不存在の件（その 2）（諮問第 332 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、次に掲げる文書を作成していないため存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。

- (1) 平成12年度から17年度までの間における4月1日付け人事異動について、職員現況・意向調書の第1号様式の対象者のうち、異動希望がなくても異動が内示された者(教諭)の一覧表等
- (2) 平成12年度から17年度までの間における4月1日付け人事異動について、「県立高等学校人事異動要綱」の1(3)イの「教育委員会が特に必要と認めた者」に該当する者(教諭)の一覧表等
- (3) (1)又は(2)が存在しないときは、当該各年度の(1)又は(2)に該当する教諭の職員現況・意向調書のすべて

2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、次に掲げる文書(以下「本件請求文書」という。)について、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、平成17年3月5日付けで、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に対して、公開請求をした。

ア 平成12年度から17年度までの間における4月1日付け人事異動について、職員現況・意向調書の第1号様式の対象者のうち、異動希望がなくても異動が内示された者(教諭)の一覧表等(以下「異動内示者一覧表」という。)

イ 平成12年度から17年度までの間における4月1日付け人事異動について、「県立高等学校人事異動要綱」(以下「人事異動要綱」という。)の1(3)イの「教育委員会が特に必要と認めた者」に該当する者(教諭)の一覧表等(以下「異動対象者一覧表」という。)

ウ ア又はイが存在しないときは、当該各年度のア又はイに該当する教諭の職員現況・意向調書のすべて(以下「本件意向調書」という。)

- (2) これに対し、教育委員会は、平成17年3月15日付けで、平成14年4月1日付け異動内示者一覧表(以下「平成14年度異動内示者一覧表」という。)以外の本件請求文書(以下「本件行政文書」と総称する。)は存在

しないとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）をした。

- (3) 不服申立人は、平成17年3月17日付けで教育委員会に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるとい趣旨の不服申立てをした。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) 本件行政文書のうち、異動内示者一覧表は、平成14年度異動内示者一覧表が公開されているのであるから、当然慣行として例年作成し、保管していると判断される。

職員現況・意向調書の第1号様式の対象者のうち、異動希望がなくても異動が内示された者は、人事異動要綱等からすると、例外的事例であることから、異動内示者一覧表は作成しているはずである。存在しないとすれば、教育委員会の命令又は指示に対する実施機関職員の違反等である。

- (2) 本件行政文書のうち、異動対象者一覧表は、人事異動に係る教育委員会の裁量の範囲を、自ら厳正に制限し、その上で運用した結果としての文書であり、人事異動要綱に則して作成し、保管され、公開されるべき文書である。

また、異動対象者一覧表に記載された者は、教育委員会が特に必要と認めた者であって、教育委員会は教育委員6名の合議体であることから、異動対象者一覧表は必ず存在するはずである。

- (3) 本件意向調書は、異動内示者一覧表又は異動対象者一覧表の原資料である。そして、「ファイル基準表」によれば、保存期間は当該年度を除く1年であるから、平成16年4月1日付け及び平成17年4月1日付けの人事異動に係る本件意向調書は、保存されているはずであり、個人情報に関する記載箇所を抹消すれば、一部公開が可能である。

職員現況・意向調書の第1号様式の対象教員のうち人事異動希望無しと記載した教員について、翌年度4月1日付けで実際に異動をした教員の職員現況・意向調書を分類して整理さえすれば、すべての職員現況・意向調書の中から本件意向調書を容易に分離して、特定することはできる。

また、教育委員会が特に必要と認めた者は、客観的で明確な理由がある場合であるので、分類できるはずであり、枚数ぐらいは公開できるはずである。

4 実施機関（教育局教職員課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

- (1) 異動希望がなくても異動が内示されることは、例外的でも特殊な状況でもないので、人事異動計画作成時においても、異動が発令された時点においても、その数等を把握する必要がないため、異動内示者一覧表は作成していない。なお、平成14年度異動内示者一覧表は報道機関への対応のため、特別に作成したものである。
- (2) 一般教員の異動は教職員課長の専決事項であり、教育委員会が特に必要と認めた者の判断もその範囲内で教職員課長の専決事項であり、異動対象者一覧表は人事異動計画策定の過程においても、その他の職務においても、通常作成されていない。
- (3) 職員現況・意向調書には異動希望の有無は記載されているが、職員現況・意向調書は人事異動計画策定の過程で活用しているものにすぎず、異動決定後に、その者が内示されたかどうか、あるいは教育委員会が特に必要と認めたかどうかなどの異動状況は記載していない。したがって、異動内示者一覧表及び異動対象者一覧表に記載されるべき教諭の情報が記録された職員現況・意向調書として特定できる文書は存在しない。

異動希望がなくても異動が内示された者を特定するためには、実際に異動した教員が分かる別の資料と照合しながら、抽出しなければならず、抽出作業は容易なことではない。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取し

た。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書の存否について

ア 異動内示者一覧表及び異動対象者一覧表について

(ア) 不服申立人は異動内示者一覧表は、平成14年度異動内示者一覧表が公開されているのであるから、当然慣行として例年作成し、保管しているはずであり、異動対象者一覧表は、人事異動要綱に則して、作成され、保管され、かつ公開されるべき文書であると主張している。

(イ) 人事異動計画の実施等に当たり、異動内示者一覧表及び異動対象者一覧表を作成する必要があることを、実施機関は次のとおり説明しており、この説明に反する特段の事情は認められないことから、異動内示者一覧表及び異動対象者一覧表を作成していないとする実施機関の説明は、不合理であるとはいえない。

a 平成14年度異動内示者一覧表は、報道機関への対応のため特別に作成したものであること。

b 異動希望がなくても異動が内示されることは、例外的なことではなく、異動内示者一覧表を作成する必要があること。

c 教育委員会が特に必要と認めた者の判断は、教職員課の専決事項であり、異動対象者一覧表を作成する必要があること。

イ 本件意向調書について

(ア) 不服申立人は、職員現況・意向調書は、保存期間が当該年度を除く1年であるから、平成16年4月1日付け及び平成17年4月1日付け人事異動に係る本件意向調書は、保存されているはずであると主張している。

これに対して、実施機関は、職員現況・意向調書には異動希望の有無は記載されているが、職員現況・意向調書は人事異動計画策定の過程で活用しているものにすぎず、異動決定後に、その者が内示されたかどうか、あるいは教育委員会が特に必要と認めたかどうかなどの異動状況は記載していないため、本件意向調書は存在しないと説明している。

(イ) 当審査会が職員現況・意向調書の様式を確認したところ、第1号様

式には、転任希望欄があるものの、実際の異動の有無を記載する欄は設けられていないことが認められる。また、職員現況・意向調書は、人事異動計画を検討する際の資料の一つであることから、人事異動結果までを記載すべき書類とは認められず、実務上も記載していないとする実施機関の説明は、納得できる。したがって、本件意向調書を作成していないとする実施機関の説明は、不合理であるとはいえない。

(ウ) 不服申立人は、第1号様式の対象教員のうち、人事異動希望無しと記載した教員について、翌年度4月1日付けで実際に異動をした教員の職員現況・意向調書を分類して整理さえすれば、すべての職員現況・意向調書の中から本件意向調書を容易に分離して、特定することはでき、また、教育委員会が特に必要と認めた者は、客観的で明確な理由がある場合なので、分類できるはずであり、枚数ぐらいは公開できるはずであると主張している。

職員現況・意向調書に人事異動結果が記載されていないため、他の資料と照合しながら抽出する必要があり、このような抽出作業をすることは文書量からも容易ではないとの実施機関の説明は、納得できることから、本件意向調書が存在しないとする実施機関の説明は、不合理であるとはいえない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成17年 3月25日	諮問
4月 7日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
5月12日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
5月17日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
8月 1日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
平成18年 1月16日 (第54回部会)	審議
3月 6日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
3月22日 (第56回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	首 都 大 学 東 京 教 授	
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成18年3月27日現在) (五十音順)